



JLD NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

2014
March

NO. 94

SSKP

特集

児童を巡る情勢

- 国連障害者権利条約締結を踏まえて -

公益社団法人 日本発達障害連盟 常務理事

田中 正博

障害児支援の在り方に関する検討会の開催と 文部科学省特別支援教育の予算

日本政府は、1月20日「障害者の権利に関する条約」(以下「本条約」という。)の批准書を国際連合事務総長に寄託しました。2月19日に効力を生ずることとなります。本条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

昨年の12月4日に締結のための国会承認が得られ1月17日批准が閣議決定されるまでに、国内の法律を見直す動きがありました。障害福祉分野では、障害者基本法の改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、障害者差別禁止法の制定と大きな法改正が行われました。

教育分野は、権利条約の第24条にインクルーシブ教育として位置付けているため、批准に向けて中央教育審議会で見解がとりまとめられています。

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

とりまとめの理念と言えるのが以下の文章になります。

「障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。」

これを受けて平成25年9月1日に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革が実施されました。

本人・保護者の意見を最大限尊重（可能な限りその意向を尊重）し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、市町村教育委員会が最終決定する事となりました。また「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行えるように、「教育支援委員会」と名称が変わります。

文科省の予算（平成26年度）

特別支援教育関連の予算については、特段の増額となりました。特に拡充が図られているのは次の項目です。これ以外の関連施策として、教職員定数の改善（通級指導等の充実）や教室不足解消のための補助制度の創設なども掲げられています。

【早期からの教育相談・支援体制構築事業】

3.35 億円（+ 2.65 億円）

障害のある子どもの教育相談・支援を、乳幼児期を含めて早期から実施するためのものとして「早期からの教育相談・支援体制構築事業」が40カ所に広げられ、早期支援コーディネーター（関係機関等や地域との連絡調整、情報収集等を行う）の配置も約120人に拡大されます。

【早期支援・教職員の専門性向上】

5.86 億円（+ 5.08 億円）

発達障害に関する教職員の専門性の向上を図るための研修や教職員育成プログラム開発事業に加え、外部人材の活用によるわかりやすい指導など支援の在り方について研究事業を行うとされています。

【特別支援教育就学奨励費負担等】

101.51 億円（+ 17.48 億円）

高校授業料無償化制度の見直しによる対応に加え、特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援を拡充などが盛り込まれています。

「障害児支援の在り方に関する検討会」について

1月31日、厚生労働省にて「障害児支援の在り方に関する検討会」（以下、児童検討会）が開催されました。この児童検討会は障害保健福祉部長により開催され、検討された事項については本年7月をめどに社会保障審議会・障害者部会に報告されます。

障害児支援に関しては、平成24年4月に施行された児童福祉法の改正により、支援体系の再編・一元化が行われています。施行後約2年の状況を踏まえてその内容について検証した上で、子ども・子育て支援法の施行も踏まえて今後の障害児支援のあり方について検討を行います。検討事項としては、①児童発達支援センターの役割（地域支援機能のあり方、他分野も含めた関係機関との連携等）、②その他障害児通所支援のあり方、③障害児入所支援のあり方などとなっています。

これを踏まえて事務局からは、主な検討課題として基本理念、支援類型別、トピック別の提案がなされました。基本理念では、今後の基本的な考え方、重点を置くべき事項等について整理します。

支援類型別では、①児童発達支援センターの役割、②その他障害児通所支援のあり方、③障害児入所支援のあり方を類型それぞれに検討がなされます。また、3つすべての枠組みで、事業体系について新たな政策課題の検討をします。特に児童発達支援センターについては、センターの地域支援機能の基本的考え方、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業等の位置づけ、他分野も含めた関係機関との連携など、その役割について整理します。人員、設備、指定基準や関連通知などのあり方も検討します。

トピック別には、「早期発見・早期療育を進めるためにどのような方策があるか」「保育・教育との連携をどのように進めるか」「重症心身障害児者の支援の在り方についてどのように考えるか」「発達障害児の支援の在り方についてどのように考えるのか」「障害児のいる家族の支援の在り方についてどのように考えるか」の5つの枠組みで検討します。

障害児支援のあり方については、平成20年に「障害児支援の見直しに関する検討会」（以下、見直し検討会）が行われ、報告書にまとめられました。その際、「子どもの将来の自立に向けた発達支援」「子どものライフステージに応じた一貫した支援」「家族を含めたトータルな支援」「できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援」の4つの視点が見直しの基本でした。

近年の法改正もふまえて

児童検討会では、6年前の「見直し検討会」によって法改正が実施された状況を踏まえたものとなります。

「見直し検討会」の報告書では次の8項目で意見をまとめています。

1. 障害児の早期発見・早期対応策
2. 就学前の支援策
3. 学齢期・青年期の支援策
4. ライフステージを通じた相談支援の方策
5. 家族心理の方策
6. 入所施設の在り方
7. 行政の実施主体
8. 法律上の位置づけなど

障害児に関する対応は児童福祉法に位置づけた上で実施主体の役割が変更されています。在宅の支援施策との関係から通所支援については身近な市町村が実務を担うことが基本となり、入所施設は都道府県となりました。また相談支援の方策として、すべての障害児者に計画相談としてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）が用意されるようにもなりました。

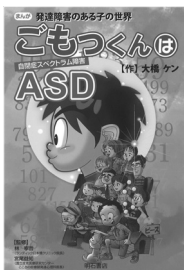
児童福祉法への位置づけ変更にともない、子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）との関係についても検討が必要です。

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識と、それをもとに幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというのが同3法の趣旨です。障害児への言及部分としては、「子ども子育て支援法に基づく基本指針」に、「障害児施策の充実等」が明記されています。

教育分野との整合性も図りながら児童・学齢期全般を見据えた検討結果となることが期待されています。

書籍のお知らせ

まんが 発達障害のある子の世界 （ごもっくんはASD）



大橋 ケン 著
林 寧哲、宮尾 益知 監修
発行 明石書店
2013/12/20 出版
定価：本体 1,600 円（税、送料別）
A 5 版 / 248 頁

自閉症スペクトラム障害の主人公「ごもっくん」が友達のサポートや専門家の行動療法を受けながら学校生活を送れるようになる様子を描き出す。同時者の著者だから描けるリアリティは出色。

発達障害 へんな子と言われつづけて - いじめられてきた私のサバイバルな日々 -



高橋 今日子 著
発行 明石書店
2012/11/20 出版
定価：本体 1,600 円（税、送料別）
4-6/220 頁

人の話がすぐには理解できず、不器用な主人公。学校でも職場でも「へんな子」と言われつづけて、自分でも「ダメ人間」と思いながら生きてきたが、あるとき、自分が発達障害ではないかと気づき診断をうけてから、彼女の人生が少しずつ変わり始める。

お申込・お問い合わせ先：公益社団法人 日本発達障害連盟 書籍係
TEL：03-5814-0391 FAX：03-5814-0393 E-mail：jlidmf@dream.com URL：http://www.jlidd.jp/